

○文部科学省令第四号

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項第一号及び第十六条の三第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十日

文部科学大臣 永岡 桂子

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(業務方法書に記載すべき事項) 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一〇七 (略) 八 機構法第十六条第二項第一号に規定する助成金の交付に関する事項 九 機構法第十六条第三項に規定する評価に関する事項 十〇十二 (略) (勘定区分) 第十四条の二 機構は、機構法第十七条の規定により区分して経理する場合において、同条第一号に掲げる業務に係る機構の運営に必要な経費は、同条第三号に掲げる業務に係る勘定において一括して経理するものとする。 2 機構は、前項に規定するほか、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。 (機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める組織の変更) 第十八条 機構法第十六条第二項第一号に規定する文部科学省	(業務方法書に記載すべき事項) 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一〇七 (略) 「号を加える。」 八 機構法第十六条第二項に規定する評価に関する事項 九〇十一 (略) (勘定区分) 第十四条の二 機構は、機構法第十七条の規定により区分して経理する場合において、機構の運営に必要な経費は、施設整備勘定以外の一般の勘定において一括して経理するものとする。 「項を加える。」 「条を加える。」

令で定める組織の変更は、次に掲げるものとする。 一 大学の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更 二 大学の学部、学科、研究科及び専攻並びに高等専門学校 の学科の収容定員の増加 三 大学の学科及び専攻並びに高等専門学校 の学科に設定される履修上の区分に係る変更（前二号に掲げるものを除く。） （機構法第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める事項） 第十九条 機構法第十六条の三第二項に規定する助成業務を実施するために必要な事項として文部科学省令で定めるものは、同法第十六条第二項第一号に規定する業務の実施体制その他の事項とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十四号）の施行の日（令和五年二月二十日）から施行する。